

SNS をきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務

質問及び回答

(更新日:令和 6 年 12 月 25 日)

記載箇所	質問	回答
仕様書 業務全般	本業務は映像等の制作のみを行うものであり、それらを用いた広報・啓発の実施は含まれないということでしょうか。	御認識のとおりです。ただし、独自提案として、本業務で制作した映像等を用いた広報・啓発の実施に関してご提案いただくことは差し支えありません。
仕様書 4-(1)	本映像を配信する媒体を教えてください。	現時点で活用できる媒体は、YouTube 及び X となります。また、Instagram についてもアカウントの開設を検討しております。ご提案いただく映像を配信するにあたって相応しい投稿形式（YouTube のショート、Instagram のリールなど）や上記以外の媒体があれば、その点についてもご提案ください。
仕様書 4-(1)	「あたかも自分が SNS をきっかけとした消費者トラブルを経験したかと感じられるような表現、手法（例えばインタラクティブな要素やプレイアブルな要素など）」がどういった	企画提案に委ねる部分になりますので、回答は差し控えます。

	ことを想定されているか、具体的な例が知りたい。	
仕様書 4-(1)	「副業」「定期購入」「脱毛、エステ等の美容サービス」をそれぞれ1本ずつ（計3本）、それぞれ90秒未満のものを制作するという理解でよいか。	最低限の本数としては、御認識のとおりです。
仕様書 4-(2)	「副業」「定期購入」「脱毛、エステ等の美容サービス」をそれぞれ1本ずつ（計3本）、それぞれ3分程度のものを制作するという理解でよいか。	最低限の本数としては、御認識のとおりです。
仕様書 4-(4)	ランディングページを更新する機能が必要か。その場合、使用システムの指定はあるか。	頻繁な更新は予定しておりません。また、ランディングページの公開は、HTMLデータを本市のサーバーにアップロードする形で行います。
仕様書 4-(4)	ドメインを受託者が提案・取得する必要があるか。	不要です。
仕様書 4-(4)	現在公開されているサイト (https://www.shohi.sl-plaza.jp/troubleboushi/) に本業務で制作	想定しておりません。新たにランディングページをご作成いただく必要がございます。

	する動画を格納することは想定しているか。	
仕様書 4-(4)	上記を想定していない場合、上記ページと本業務で制作するランディングページは共存する形になるか。	現時点ではそのように想定しておりますが、過去に制作した動画等とテイストを合わせた必要はないと考えております。
その他	これまで制作した動画やサイトについての課題感があれば教えてほしい。	これまで当課で制作した動画等は、札幌市が情報を一方的に伝える形であったため、市民（視聴者）は情報を受け取るだけの受動的な態度にならざるを得なかったと考えております。本業務では、市民（視聴者）が、消費者トラブルについて主体的に考えたり、自分事として捉えてもらえるようなコンテンツを制作したいと考えておりますので、そのような提案がなされることを期待しております。
仕様書 4-(6)	本業務で制作する動画はいつ頃まで使用する想定か。	未定です。可能な限り長期間使用したいと考えておりますが、消費者トラブルの変遷により使用を中止する可能性はございます。そのため、仕様書4-(6)-オにて、本業務における制作物が無期限に使用できるよう権利関係の調整を要する旨規定しております。

仕様書 4-(6)	しろくま、くろうまのイラストデータは提供可能か。	可能です。また、提供したイラストに適したものがない場合、新たにイラストを作成いただくことも可能です。
仕様書 4-(4)	「体験型消費者トラブル啓発映像」について、「単に動画を視聴するだけでなくインタラクティブな要素やプレイアブルな要素を」とあるが、納品する動画が mp4 であるため、ユーザーによるアクティブなフィードバック操作を含めることは技術的に困難です。これは、あくまで動画ファイル単体でインタラクティブな体験を行わせることを意味しているのか、または動画の演出が「あたかも視聴者自身が騙されたかのようなリアルな作り」であればよいのか、あるいはランディングページがプレイアブルなものであることを指しているのか、いずれを想定しているか。	動画は、幅広い媒体で活用したいと考えておりますので、原則として MP4 形式で納品いただきたいと考えております。 また、業務仕様書 4-(1)-イ-(イ)について、これまで当課で制作した動画等は、札幌市が情報を一方的に伝える形であったため、市民（視聴者）は情報を受け取るだけの受動的な態度にならざるを得なかったと考えております。本業務では、市民（視聴者）が、消費者トラブルについて主体的に考えたり、自分事として捉えてもらえるようなコンテンツを制作したいと考えておりますので、そのような提案がなされることを期待しております。 なお、ランディングページは、札幌市が保有するサーバー上で公開する予定です。その技術仕様・制限等については、別紙をご確認ください。

		ださい。
--	--	------

別紙

技術仕様・制限等

- ① 札幌市公式ホームページの基本方針・ガイドラインに準じたコンテンツを作成すること。

【札幌市公式ホームページの基本方針・ガイドライン】

<https://www.city.sapporo.jp/koho/hp/guideline/index.html>

- ② テキスト、イラスト、画像等の配置を検討し、HTML、CSS、スクリプトのコーディングを行う。

なお、HTML のコーディングにあたっては特定ブラウザに依存するタグを使用してはならない。

また、セキュリティホールとなる恐れのあるコーディングを行ってはならない。ぜい弱性に対する対策を確実に行うこと。

安全なウェブサイトの作り方については、IPA 掲載の情報等を参考にする。

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

- ③ サーバの利用制限

ウェブサイトは、札幌市が指定するサーバ等に構築するため、下記のとおり制限があることに留意すること。

【全サーバ共通】

ア サーバ環境は、以下のいずれかを利用できるものとする。ただし、ソフトウェアのバージョン等は変更となる場合があるため、設計の段階で最新の情報を確認すること。

	html サーバ (www)	asp サーバ (www3)	cgi/php サーバ (www4)
OS	Windows server 2016 64bit 版	Windows server 2016 64bit 版	Red Hat Enterprise Linux 9.2
Web サーバ	IIS 10.0 (32bit モード)	IIS 10.0 (32bit モード)	apache 2.4.53 Perl 5.32.1 PHP 8.0.27
次回サーバ 再構築予定	未定	未定	未定

イ コンテンツは、ファイルをサーバに配置するのみで公開可能なものとする。サーバの設定変更（環境変数の設定等）及び新たなアプリケーションのインストールは行えない。
なお、ファイルの配置は委託者にて実施する。

ウ サーバへのファイルアップロードを行う仕組みは禁止する（※www サーバ及び www4 サーバ（php）では設定により禁止している）。コンテンツファイルの配置には既存の仕組みを利用するため、HTML ファイルアップロード等の仕組みの構築は不要である（禁止）。ただ

し、www4 サーバ (cgi) 若しくは www3 サーバにて市職員がイントラネット PC からデータファイルをアップロードする機能は可能。

イントラネット PC 以外 (インターネット) からアクセス可能な管理用ページ等の作成も禁止とする。

- エ 特殊な拡張子のファイルは公開できないことがあるため、利用できるかどうかについて疑義がある場合は、設計の段階で確認すること。(MIME タイプの追加は行えない。)
- オ インターネットからの通信は HTTPS (HTTP + SSL/TLS) とする。
- カ HDD 使用量の制限は特に設けていない。ただし、1 GB 以上の使用が想定される場合は、事前にシステム調整課の承諾を得ること。
- キ 画像を扱う場合は、インターネットでの公開に適したサイズ・画質となるよう、調整すること。また pdf ファイルについても、極力小さいサイズとすること。(最大でも 5 MB とする。)
- ク 同一コンテンツ内のファイル参照は、絶対参照ではなく、ルート相対参照若しくは相対参照とすること。(サーバ名変更時の影響を最小限に抑えるため。)
- ケ メンテナンス作業や機器更新作業のため、最大半日程度停止する可能性がある。よって、無停止を前提としたコンテンツは公開できない。
- コ 動画、音声ファイルは Youtube で公開すること。

【html サーバ(www)のみ】

- ア すべての静的コンテンツが外部に公開される。
- イ サーバ側でプログラム、スクリプト等の処理を実行するコンテンツ (php、asp、cgi など) は公開できない。

【asp サーバ(www3)、cgi/php サーバ(www4) 共通】

- ア コンテンツの更新は、イントラネットから中間サーバにアップロードすることで、15 分間隔で中間サーバから各本番サーバに同期される。プログラムやスクリプトが作成／更新するファイルがあれば、同期処理で削除されないよう、同期禁止フォルダに配置すること。
- イ イン트라ネット (庁内の仮想ブラウザ) からのみアクセス可能とするコンテンツは、所定のディレクトリに配置すること。
- ウ ディレクトリのパーミッションは原則「-rwxrwxr-x(775)」とする。
- エ データを蓄積する仕組みを構築する場合、asp サーバについては mdb、cgi/php サーバについては csv を設置する等の方法を用いること。データベース等のアプリケーションをインストールすることはできない。
- オ ブラウザ経由でファイルを更新する仕組みを用意する場合は、そのデータを格納するための専用のフォルダを設けること。ただし、コンテンツの更新を目的としたページ (管理ページ等) を設けることは禁止とする。
- カ メールを送受信する仕組みは構築できない。

別紙

- キ ファイル名やフォルダ名には半角英数字、ハイフン (-)、アンダーバー (_) で構成すること。詳細は本市公式ホームページガイドラインを参照。
- ク SQL インジェクション対策などセキュリティ対策を実装すること。
- ケ サーバ再構築により、OS や Web サーバソフト等が新しいバージョンに変更となる時期を把握しておくこと（事前検証や移行作業が発生する）。

【cgi/php サーバ(www4)のみ】

- ア 文字エンコード設定は UTF-8 とする。
- イ PHP によるファイルアップロードは不可としている（機能無効）。
- ウ ディレクトリに個別の所有権は割当てできない。
- エ ディレクトリに個別の apache 設定ファイル（.htaccess）を配置することはできない。
- オ その他、CGI/PHP については一部利用制限があるため、利用可否について疑義がある場合は、設計の段階で確認すること。（PHP については、「phpinfo.txt」参照）